

令和 7 年度フォトイベント業務仕様書

1. 業務名

令和 7 年度フォトイベント業務

2. 目的

本事業の目的は以下の 2 点とする。

- ① 本フォトイベントを通して、本市の歴史や自然、特産品など、本市だけの魅力を改めて知ってもらい、市内の代表的な観光地はもちろん、スポットが当たっていない市内の魅力も発信していくことで、本市への観光誘客とファンを獲得すること
- ② 本市公式ホームページに掲載の「恵那市フォトギャラリー」
(<https://www.city.ena.lg.jp/soshikiichiran/somubu/somuka/1/3/5/15151.html>) の素材提供につながる内容とすること

3. 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 業務内容

(1) 概要

本市のプロモーションや観光誘客につながるフォトイベント業務及びその他付随する一切の業務。なお、本業務の詳細は企画提案内容に基づき、本市と協議の上決定することとする。

(2) 詳細

- a 本市の魅力を市内外に効果的に周知するイベントやツアーを実施すること。
- b 影響力のあるインフルエンサーの活用や特定の層に向け、その興味・関心を引く内容を具体的に提案し、対応すること。
※インフルエンサーを活用する場合、50,000 人以上のフォロワーを有することを目安とし、岐阜県内で SNS を活用したイベントの実績が豊富なインフルエンサーとタイアップすることが好ましい。
- c インスタグラムを使用して恵那市の魅力を効果的に発信し、恵那市のファン増加につながるプロモーションを展開すること。その際に市外ではあまり知られていない観光スポットや名産品なども活用すること。
- d その他、本業務に関連する効果的なプロモーション方法を提案すること。
- e 実施内容について、メディアに取り上げられるなど、地元への波及効果を意識した特徴的なものにすること。

f インスタグラムのフォトコンテストを開催した際には、インスタグラムなどを使用して告知に協力すること。

g 「恵那市フォトギャラリー」への素材提供につながるイベントとすること

h 市内業者などと協力し、イベントを開催すること

5. 組織体制等

本業務の効果的運営のため、事業責任者を置き、総括責任者を筆頭に指示系統を明確にすること。

6. 業務の実効性確保

- (1) 本業務の実施に関して、恵那市の指示に誠意をもって適正に対応するとともに、業務の円滑な実施に努めること。
- (2) 受注者は企画提案内容に基づき、恵那市と綿密な打ち合わせ、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うなど、本業務を適正に執行すること。
- (3) 受注者は本事業の実施に当たり、適宜受注した事業を明示して行うこと。

7. 成果物

- (1) 成果物は、期限内に次のものを提出すること。
 - ①各種活動実績報告書、打ち合わせ資料、実施スケジュールを実施の都度、速やかに提出すること。
 - ②事業終了後は、速やかに上記①をまとめた最終的な各活動実績報告書及び企画書を提出すること。
 - ③その他恵那市が必要とするもの

8. 守秘義務

- (1) 受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、恵那市個人情報保護条例（平成 16 年 10 月 25 日恵那市条例第 15 号）を遵守しなければならない。